

なぜ私は実在論者にならないのか？

高橋 久一郎(千葉大学)

私の個人的な事情などはどうでもいいことではあるのですが、ここではちよっとだけメタ倫理の問題についての私の状況というか姿勢を述べて、集会での私の話の導入としたいと思います。

岩波の「応用倫理講座」で規範倫理の話ではなく、倫理学の社会的位置づけといったことも含めた広い意味での「メタ倫理」をも扱ったために「メタ倫理」ということで話せというお話をいただいたのだと思います。

「広い意味でのメタ倫理」という言い方をしましたが、いわゆる「メタ倫理の標準的な広がり」については、*Moral Realism: A Defence* (Oxford UP)(2003)によって「メタ倫理学」の有力な論者として登場したR. Shafer-Landauの編集した*Metaethics, 4 vols, Critical Concepts in Philosophy* (RKP)(2008)、そして同じ編者により2006年から毎年刊行されている*Oxford Studies in Metaethics* (Oxford UP)が、まあ、やや偏りはあるものの、欧米における「メタ倫理」をめぐる議論の現状をほぼ示していると言っているように思います。

前者はムーアの『倫理学原理』(1903)から始まってマードックの『善の至高性』(1970)までを、いわば「前史」として、「道徳的実在の本性」についての現在における有力な「メタ倫理」理論として「錯誤理論」「表出主義」「構成主義」「実在論」をあげ、その主要な論考を示し、さらに道徳にかかわる「不一致」「付随性」「意味論」「説明」「認識論」「権威」、そして「規範性」「理由と動機」といったテーマ別に論争点を整理した論集です。後者はShafer-Landauの属するウィスコンシン大学において2004年以来毎年開催されている「メタ倫理」のワークショップの内容を中心に刊行され、現在のメタ倫理の議論の展開を示しています。これらの議論のすべてをフォローしているわけではありませんが、中心となる問題は、やはり存在論にかかわる問題であり、その問いに対してどのように問うかがメタ倫理の核をなしている

と思います。

メタ倫理の現状についてのガイド的なことを書きましたが、それは、今、私が今回の発表では、その中核にある存在論に関わる問いを直接に問うのではなく、「規範性とは何か」と問うことを通じて語ってみたいと思っているためです。というのも、規範性の理解については、その広がりから特徴づけをめぐってさまざまな考え方があって、存在論の問題とも直接的に過ぎない程度に緊密にかかわっているために、この問題を通じて存在論について語るのが「よい」方法と思っているからです。

私は、先の講座において存在論的には「表出主義」と呼ばれている立場に立ちたいと書きました。しかし、BlackburnやGibbard（さらにはHogan, T.やTimmons, M.やDreier, J.）などの試みを参照することで、表出主義をさまざまな批判から守ることはできても、いかにもバロック的に込み入り簡明さに欠け、他方では、实在論を明確に否定する議論を構成できないことから、その後の哲学会大会(2007)において、「さしあたり撤回する」と述べました。にもかかわらず、私は实在論にコミットしようとはしていません。

このコミットしようとはしていないという「感覚」について述べましょう。実は未だ読んでいないのですが、*Taking Morality Seriously: A Defense of Robust Realism*(Oxford UP)(2011)の著者であるEnoch, D.は、規範的事実に因果的な効力をも認めるOddie, G.のような論者を別にすれば、かなりハードな实在論の論者だと思っています。その著作の一部をなしていると思われる、先の論集にどちらにも収録された論文の中で、「哲学においては結論ではなく議論が重要である」ということを強調し、自らの議論が失敗しているならば、实在論を支持する別の議論を探るよりも、むしろ、实在論を捨てるという深い姿勢を仄めかしています。この姿勢の背景にあるのは、理論的には、自然科学において「説明において」数学が不可欠であるのと類比的に、「規範的真理は、ことがらの生起の説明においてではないとしても、私たちの行為の決定にかかわる「熟慮において」不可欠である」という議論への信頼です。しかし、私には、議論としては、「熟慮において不可欠である」とされる規範的真理を实在論的に理解しなければならないようには思われません。彼の姿勢を本当に支えているのは、むしろ、彼の別の論文のポイントとなっていることですが、

「道徳を本気で考える」ならば、規範倫理の問題においては実在論にコミットしないわけにはいかないという(それはまた「正しい」メタ倫理は規範倫理との関わりで中立的ではありえないという感覚とも結びついている)「感覚」のように思われるのです。

しかし、ここで「感覚」が分かれます。ここでの「感覚」は、おそらくはアリストテレス以来の「理性」の働きを受け継いだ「直観」、あるいは、「理性」といった意味合いを落としながら直接的に何らか実在にかかわる「直感」というのでもなく、まあ、やや大げさな言い方をすれば、ソクラテスのいう「デーモン」の声のようなものかもしれません。この「感覚」のために、私は、規範倫理における姿勢においては明確に実在論的でありながら、いわゆる「メタレベルの議論」のレベルで言えば、ある種の実在論の議論の明確さを認めながらもコミットできず、宙ぶりの状態にあり、何らか「分裂症」的なあり方をしています。そして、このようであるということがまた、議論の上では、実在論に立つことを促すことになると思われるのですが、しかし、このことは再び「議論」のレベルでの話しでしかないように私に感じられてならないのです。

そんなこんなで腰の据わらない話ですが、集会のおりには、こうした事情を背景に、規範性ということをどのように考えるかという観点から、倫理における実在論と反実在論の問題について、話をしたいと思っています。

「～にとっての良さ」について

成田 和信(慶應義塾大学)

哲学若手研究者フォーラムでメタ倫理学について話をしてほしいという依頼があったときに、正直言って引き受けるべきかどうか迷った。というのは、近年メタ倫理学は急速に発展し、さまざまな新しい説や議論が展開されてい

るが、私はそれらに目配りをしているわけではないからである。だから、自分がメタ倫理学を語るにふさわしいかどうか、はなはだ疑わしいと思っている。ただ、メタ倫理学に関係していると思われる、ある問題が前から気になっていて、これを機会にその問題について多少なりとも勉強してみようという気になり、(聞く方にとっては迷惑かもしれないが)依頼を引き受けることにした。

その問題とは、次のような問題である。私は最近、幸福(福利 well-being)に関心がある。幸福を考えるうえで私は、L.W. Sumnerの *Welfare, Happiness & Ethics* (Oxford U.P., 1996) から多くを学んだ。Sumnerによれば、「ある状態がある人にとって幸福な状態である」とは、「その状態がその人にとって良い状態である」ことを意味する。また、「あるものがある人の幸福に寄与する」とは、「それがその人にとって良いことをもたらす」ことに他ならない。このように Sumner は、幸福とは「～にとって良い good for ~」(「～」には特定の個人が入る)という価値によって特徴づけられると考えている。私もこの考えに共感を覚える。だが、そもそも「～にとって良い」とはどのようなことなのであろうか。これが私の気になっている問題である。

厄介なことに、最近になって私は、「～にとって良い」という良さなど存在しないと主張する人たちがいることに気がついた。彼らによれば、存在するのは「端的に(絶対的に)良い simply (absolutely) good」という良さだけであって、これとは区別される「～にとって良い」という(個人相対的な)良さなどない、というわけである。だから、「～にとって良い」とはどのようなことなのか、という問題を考える前に、そもそもそのような良さは存在するのか、という問題も考えなければならない。つまり、考えるべき問題は二つある。

- (1) 「～にとって良い」という良さは存在するのか。
- (2) 「～にとって良い」とは、どのようなことなのか。

問題(1)に対して否定的な答えを出している代表者は G. E. Moore である。彼がその答えを述べている一節は、何を言いたいのか正確に理解することは難しいが、その一部を引用してみよう。

では、「私自身の良さ my own good」によって何が意味されているのであろうか。どのような意味で、あるものが私にとって良い good for me ことが可能なのであろうか。考えてみれば、私に属しえるもの、私のもの mine になりえるものは、良いもの something which is good だけであって、そのものが良いという事実 the fact that it is good ではない、ということは明らかである。したがって、私が獲得しているものを「私自身の良さ」として私が語る時、私は、私が獲得しているものが良いということか、あるいは、私がそれを所有していることが良いということかのどちらかを意味しているにちがいない。いずれの場合にも、私のもの mine であるのは、そのものか、そのものを私が所有していることだけであって、そのものの良さ goodness やそのものの所有の良さではない。(Principia Ethica, Sec. 59)

ここで Moore が「私自身の」とか「私の」と言っていることが「私にとっての」ということであると解釈できるのであれば、彼がここで言いたいのは、おそらく、「私にとって」と言えるのは、良いとされている対象か、あるいは、その対象を私が所有しているという事実であって、その対象の良さやその対象の私による所有の良さではない、ということであろう。つまり、良さについては「私にとって」とは言えない、ということであろう。しかし、どうして、良さについて「私にとって」とは言えないのであろうか。この点に関して Moore は十分な説明をしていないように思われる。だが、最近になって Donald H. Regan が、この Moore の考えを補強する議論を提示している。彼は、「p にとっての良さ」は、それが「良さ」であるかぎり p 以外の人に対して規範性をもたずであるが、「p にとって」という限定がつくかぎり p 以外の人に対する規範性もちえない、という矛盾をはらんだものであることを根拠に、その存在を否定している(“Why Am I My Brother’s Keeper?” in *Reason and Value*, ed. by Wallace, R. Jay, Pettit Philip, Scheffler Samuel, and Michael Smith, Oxford U.P., 2006).

問題(2)に対しては、さまざま答えがあるのかもしれないが、私が知ってい

るのは、良さに関する「適切な態度による分析 fitting-attitude analysis」とか「責任転嫁分析 buck-passing analysis」と呼ばれるモデルを使って Toni Rønnow-Rasmussenが提出している答えである。その答えとは、「xが人pにとって良い」とは「pのために for p's sake, xに対して肯定的な態度を向ける理由がある」ということに他ならない、という答えである (*Personal Value*, Oxford U.P., 2011)。Stephen Darwallも、福利を語る文脈で、同じような答え提出している (*Welfare and Rational Care*, Princeton U.P., 2002)。

フォーラムでは、問題(1)と問題(2)の両方について話ができればよいと思っている。問題(1)に対しては、私は肯定的な答えを出したいが、それを擁護する議論をもちあわせているわけではない。とりあえずは、Reganの議論を批判的に吟味することで、擁護の糸口を見つきたい。また、問題(2)については、Rønnow-Rasmussenの答えを検討することによって、何が言えるかを考えてみたい。とは言え、今のところこれと言った見通しがあるわけではないので、7月までに、まともな話ができるくらい準備を整えることができるかどうか、はなはだあやしい。これらの問題を扱った最近の著作をいくつか紹介することで終わってしまうかもしれない。